

平成28年度各部の重点取組の取組結果

部(局)名	税務部
部(局)長名	牧内 章

【基本姿勢】

税務部門では、市税が歳入の根幹であるとの認識に立ち、公平・公正の観点で適正な課税や債権管理に努め、収入率の向上を図ります。

【達成度について】

A：達成（設定した目標を達成することができた。）

B：一部達成（設定した目標の一部のみ達成することができた。）

C：未達成（目標達成に向け取り組んだものの、目標達成にはいたらなかった。）

【重点課題】

	重点課題	平成28年度 達成状況
1	適正課税の推進と収入率の向上	A
2	適正な債権管理の実行	A

部(局)名	税務部
-------	-----

重点課題 1	適正課税の推進と収入率の向上
--------	----------------

全体の達成度
A
達成

目指すべき方向 (中期的な目標)	公平・公正な課税（賦課・徴収）の推進及び納税環境の整備に努め、収入率の向上を図ります。
---------------------	---

活動目標
納税者の所得、課税物件などの的確な把握を目指し、実態調査を進めます。
収納方法の拡充について研究していきます。

具体的な取組実績
市民税においては、賦課資料の提出が無い市民に所得の申告を求めました（1,087件）。固定資産税においては、償却資産の実地調査（776件）を実施しました。
クレジットカードによる収納方式などについて精査し、情報漏えいのリスクが少ないスマートフォン等を使ったクレジットカード収納システムの導入を決定しました。

達成目標
公平・公正な課税のもと、適正な債権管理に努め、収入率の向上を図ります。
納税者の利便性の向上を図ります。

達成状況	達成度
実態調査のほか、市民税においては扶養者の調査の実施や固定資産税においては航空写真により家屋の登記されなかった異動判読調査（約690件）を実施して、公平・公正な課税の推進に努めました。	A 達成
従前の納付方法のほか平成24年度からコンビニエンスストアから納付できるようになりました。平成29年4月からスマートフォン等を使ってクレジットカード払いができるようになり24時間どこでも税の納付ができるようになります。	A 達成

総合評価・総括
<p>適正課税の推進にあたり、各税目において様々な調査を実施してまいりました。今後も同様の調査を実施するとともにその精度を高め、公平・公正な課税の推進に努めてまいります。</p> <p>さらなる納税者の利便性のため収納方法について今後も研究してまいります。</p>

部(局)名	税務部
-------	-----

重点課題 2 適正な債権管理の実行

全体の達成度
A
達成

目指すべき方向 (中期的な目標) 市全体の債権管理の適正化を一層進めていくとともに、徴収見込のない債権の整理に取り組みます。また、主管室課から一部の債権の引継ぎを受け、主管室課と連携しながら当該債権の管理を行います。

活動目標

専門家による職員研修等を実施するとともに、未収金分析の精度を上げて、徴収・整理計画の策定に取り組みます。また、整理すべき債権については、債権管理の特別整理班において債権放棄の妥当性を検証し、整理を進めます。

債権の主管室課から一部の債権の引継ぎを受けるために必要な事項を検討するため、他市の状況も含めて調査・研究等を行います。

具体的な取組実績

従来からの債権管理に関する研修に加え、新たに弁護士による「債権管理実務研修」を実施するとともに、未収金の分析結果を基に今年度から徴収・整理計画を策定し、債権管理の適正化に向けた意識付けおよび知識の向上に努めました。

また、各債権所管室課より提案を受けた放棄検討債権について、特別整理班会議を3回開催し、2種類、計728件の債権について、債権放棄の妥当性を慎重に検討しました。

債権の引継ぎのための基準作成として、引継業務についての他市への照会、先進市への視察等を行い、一定の引継の方針を固めた後、「吹田市強制徴収公債権の滞納債権の移管に係る事務取扱基準」を作成しました。

達成目標

全庁的な徴収事務のレベルアップと債権管理の水準向上を目指すとともに、債権の整理を進めます。

債権の主管室課から債権の引継ぎを受けるために必要な事項を検討します。

達成状況	達成度
債権管理に関する研修、ヒアリングの継続的な実施や、新たに実施した債権徴収・整理計画の策定を通じて、債権管理に係る基礎知識及び意識の向上に努めました。	A
また、各債権所管室課が放棄検討債権としたもののうち、2種類、計725件の債権については債権放棄が妥当であるものとして、債権の整理を進めることとしました。	達成
引継ぎの基準である「吹田市強制徴収公債権の滞納債権の移管に係る事務取扱基準」策定に加えて、引継ぎのための新規事業として「引継債権滞納整理事業」を設置し、事業実施の準備を行うと共に、引継ぎのために必要な法的な整備を行いました。	A
	達成

総合評価・総括

従来より実施していた、各債権所管室課への債権管理状況のヒアリング、庁内職員による「債権管理入門研修」及び「時効管理研修」に加えて、今年度から新たに自治体の債権に精通した弁護士を外部講師に招いた「債権管理実務研修」を実施し、債権管理に係る知識の向上と、全庁的な意識向上を図りました。

また、未収金の現状分析結果を基に、「債権徴収・整理計画」を策定し、目標とする指標を明確化することで、さらなる債権管理の適正化に取り組みました。

今後も、ヒアリングやニーズに即した効果的な実務研修の実施や、未収金の分析結果や債権徴収・整理計画の検証を通じて、より一層の債権管理の適正化に努めるとともに、整理せざるを得ない債権については、慎重に検討した上で適切な債権放棄の手続きを進めます。

また、平成29年度から他部署所管の一部の債権を引継ぎを行う予定であり、先進都市の取組を参考としながら引継基準である「吹田市強制徴収公債権の滞納債権の移管に係る事務取扱基準」を策定し、引継業務を行うためのシステムや法的な整備などの必要な準備を行いました。